

11. 特許特別会計

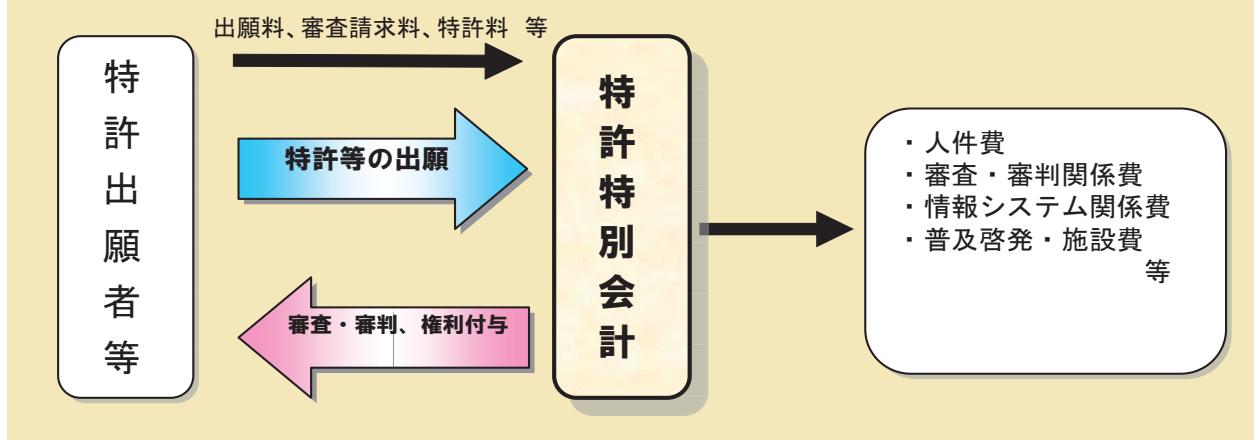
(1) 概要

特許特別会計は、技術進歩に伴う審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化していた状況の下、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行う観点から昭和59年に設置された特別会計です。なお、一部業務についてはアウトソーシングが行われています。

特許特別会計の仕組み

特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、審査・審判を行い、また権利の登録等の事務を行うために必要な人件費、審査・審判関係費等に支出しています。

なお、特許特別会計は、収支相償の下で運営されており、これまで一般会計に依存したことはありません。



(2) 具体的な事業の内容

特許特別会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しているものです。

加えて、令和4年度予算においては、世界をリードする特許行政実現に向け、徹底した歳出削減を継続しつつ、手続や審査体制のDX化等を推進し、さらに、イノベーション創出に向けた知財活動・経営の重点的な支援を実施しています。

(ア) 世界をリードする特許行政の実現に向けた取組

業務やシステムの効率化を徹底した上で、審査体制の強化や特許行政のDX化を通じ、世界最速・最高品質の審査を実現します。

- (a) 世界最速・最高品質の審査体制のもと、業務の効率化を徹底
- (b) 商標出願の大幅増に対応した審査体制の強化
- (c) 情報システム刷新及び運用の効率化を徹底
- (d) AI活用やフリーアドレス化による審査体制のDX化推進

(イ) イノベーション創出に向けた知財活動・経営の重点的支援

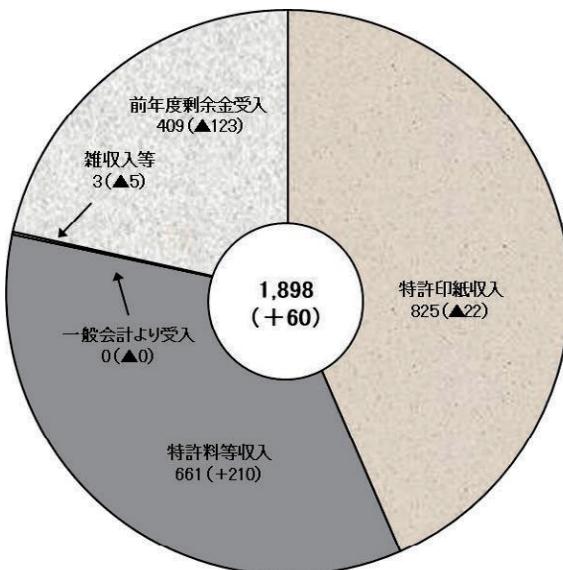
イノベーションを通じた我が国の競争力向上を図るために、中小・ベンチャー企業、大学等の知財活動を重点的に支援し、さらに、企業の持続的な成長及び企業価値の向上に資する知財経営の普及・実践を支援します。

- (a) 中小・ベンチャー企業の知財活動支援の拡充
- (b) 大学が利用できる知財活動支援の拡充
- (c) 知財経営の普及・実践支援の拡充

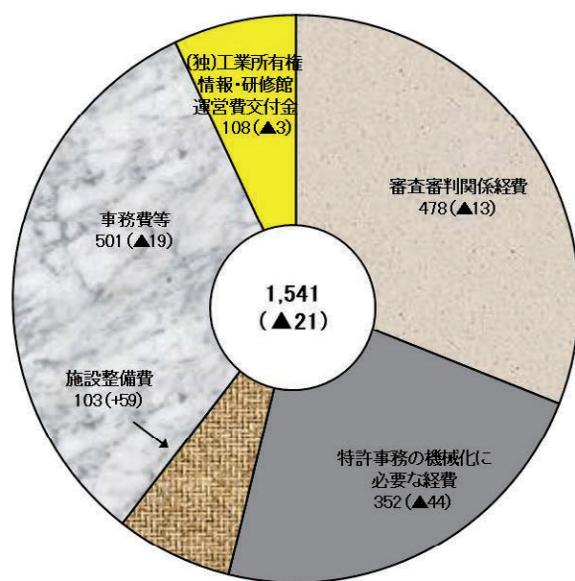
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和4年度当初予算）

【歳入】



【歳出】



(単位：億円)

(注) 歳入歳出差額が、357 億円あります。これは、歳出予算では当年度の審査・審判等に要する費用を計上する一方で、歳入予算には、特許審査の効率化・迅速化や情報システムに係る設備投資等、今後見込まれる支出に充当すべく確保している前年度末の剩余金を繰り入れて計上していることによるものです。

○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
1,898 (+60)	1,541 (▲21)	1,538 (▲21)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
特許料等収入	1,486 (+187)	出願料、審査請求料、特許料等の収入見込額
他会計より受入	0 (▲0)	登録免許税の納付確認、課税標準及び税額の認定の事務に要する経費に充てるために必要な財源の一般会計からの受入見込額
雑収入	3 (▲5)	財政融資資金預託金利子、建物及物件貸付料等の収入見込額
前年度剰余金受入	409 (▲123)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	1,898 (+60)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
独立行政法人工業所 有権情報・研修館運営 費交付金に必要な経費	108 (▲3)	(独)工業所有権情報・研修館の行う業務の財源の一部に充てるための交付金
事務取扱いに必要な 経費	499 (▲19)	特許行政の運営に必要な人件費、事務費等
工業所有権の審査審 判等の処理促進に必 要な経費	478 (▲13)	特許等工業所有権に関する審査審判等の処理促進に必要な経費
特許事務の機械化に 必要な経費	352 (▲44)	特許事務システムの開発及び運用に必要な経費
施設整備費	103 (+59)	特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な経費
予備費	2 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	1,541 (▲21)	

② 剰余金

令和3年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
2,163	1,438	724	724	—	—

令和3年度決算における剰余金は、724 億円です。

(剰余金の生じた理由)

特許特別会計は、産業財産権制度（特許、実用新案、意匠、商標）の利用者（＝受益者）による負担を明確にし、歳入と歳出が均衡して運営されること（＝収支相償）を確保するために創設された特別会計であり、具体的には、出願人から料金（出願料、審査請求料、特許料等）を徴収し、産業財産権の審査審判に要する人件費、情報システム経費、外注経費等に支出することとしています。剰余金は、審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残っていることや、特許審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

(剰余金の処理の方法)

特許特別会計の剰余金については上記の性格を有することから、年度末に審査待ちとなっている案件を翌年度以降に審査処理するために必要な費用や情報システムに係る設備投資の費用などの財源として、特別会計法第8条第1項により特許特別会計の翌年度歳入に繰り入れることとしています。

③ 資産及び負債（令和2年度特別会計財務書類）

特許特別会計貸借対照表 (単位：億円、単位未満切捨)

《元年度》	《2年度》	〈資産の部〉	〈負債の部〉	《2年度》	《元年度》
900	684	現金・預金 うち政府預金 うち財投預託金	未払金	0	0
345	514		前受金	420	416
555	170		前受収益	0	0
0	0	未収金	賞与引当金	21	21
0	0	未収収益	退職給付引当金	285	290
0	0	前払費用	負債合計	728	730
0	0	貸付金			
▲0	▲0	貸倒引当金			
888	928	有形固定資産 国有財産 (公共用財産を除く)			
888	928	土地 立木竹 建物 工作物 物品	資産・負債差額	1,297	1,384
836	881				
0	0				
42	40				
9	5				
0	0				
316	403	無形固定資産			
9	9	出資金			
2,115	2,026	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	2,026	2,115

特許特別会計の資産のうち、有形固定資産 928 億円は、特許庁庁舎の土地・建物等であり、無形固定資産 403 億円は、事業に使用するソフトウェア等です。

資産・負債差額は、これらの資産に加え、現金・預金について、審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

（4）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

特許特別会計は、出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加等、審査処理の負担が増加している中で、効果的・効率的に事務を実施するため、先行技術調査のアウトソーシングや、新たな情報システムの構築等に取り組んでいます。

また、特許登録件数の増減等に伴う事務負担の変化にあわせ、料金を調整することにより、剩余金の取扱を含め、適切に特許特別会計の運営を図っています。

なお、特許特別会計の財務に関する情報については、特許庁のホームページに特別会計財務書類を公表しています。

特許特別会計についての問い合わせ先

特許庁総務部総務課 電話番号 03-3581-1101（内線 2105）